

(ア)PEFC 評議会定款

第一条 名称、期間、所在地

1. PEFC 評議会は、正式名称 Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes の下に、スイス民法第 60 条 et seq の定めによる非営利団体として存在する。
2. 本会の期限は、これを無期限とする
3. 本会の所在地は Meyrin (スイス国、ジュネーブ郡) である。

第二条 目的

1. PEFC 評議会は下記を目的とする。
 - i. PEFC 森林認証プログラムの実施を通じて持続可能な森林管理を促進する
 - ii. PEFC 森林認証プログラムの統括組織として活動する
 - iii. 信頼ある森林認証プログラムとして PEFC 森林認証プログラムをさらに発展、実施するためのコーディネートをを行う
 - vi. PEFC) 加盟森林認証制度の PEFC 森林認証プログラム要求事項に対する適合評価を行う
 - v. PEFC 認証プログラムの制度を正式に代表する
2. PEFC 評議会は、上記の目的に直接的、または、間接的に関連するあらゆる事項に関する行動を行う。特に、PEFC 評議会は知的財産を有し、上記の目的を促進するために適切であると思われる方法でこれを使用する。

第三条 社員 (メンバー)

1. PEFC 評議会には三種の会員を置く。
 - a. 各国認証管理団体(NGB)会員
 - b. ステークホルダー・フォーラム会員
 - c. 特別会員 — この会員は新規加盟を閉鎖しており、現会員はステークホルダー・フォーラムに変更する権利を有する
2. PEFC 評議会のメンバーは、PEFC 要求事項が PEFC 評議会によって設定されたルールに則って実行されるようそれぞれの責任において取図るべく、これにコミットする
3. 会員の退会は、その旨を PEFC 評議会理事長あてに書留便にて 3 か月より前に通知しなければならない。該当年の会費は返却されない。
4. 会員費の請求書に記載される日付、または少なくとも総会の 3 週間までに年会費を支払わない会員は投票権を有さない。
5. 二度目の督促後最長 3 ヶ月を経ても年会費を支払わない会員は自動的に本会より除名される。
 - A. 各国認証管理団体会員
 1. 各国において PEFC 認証制度の実施を主導、指揮する目的で設立された各国認証管理団体は、PEFC 評議会への加盟を申請することができる。全国的な林業者組合やその国で主要な森林所有者組織からの支持を得た全国的な林業関係組織は PEFC 各国認証管理団体を構成するすべての関係者からの代表者を招聘すべき責を負う。PEFC 評議会における各国認証管理団体の最低数は 6 である。

2. 新規加盟の各国認証管理団体の入会許可は理事会の提案に続く総会による単純多数決で決定される。
3. PEFC 評議会の定款、PEFC の規則や手順、または所手順の内部規則に違反のある各国認証管理団体は理事会による警告を受ける。警告後も違反が継続する場合、または新規に違反が発生した場合、会員資格はその会員による弁明の機会の後、総会の 3 分の 2 以上の多数決により中断または終了される。

B. ステークホルダー・フォーラム

1. ステークホルダー・フォーラムの目的はより広範囲のステークホルダーに会員として加盟、参加を促すことにあり、会員は他の会員同様の基本的な権利と責任を負う。
2. ステークホルダー・フォーラムの会員は 2 カ国以上において地元での活動拠点を有する法人、または国際組織として法的な登録をされている組織に限られる。
3. ステークホルダー・フォーラムの会員の種類は下記である。
 - i. 国際的な商業・労働・消費者組合
 - ii. その他のすべての国際的な NGO（学术界を含む）
 - iii. 国際政府機関（IGO）
 - iv. 多国籍企業
4. ステークホルダー・フォーラムは下記を課題とする。
 - i. 事務局および理事会に対し、PEFC の規則、文書、組織統括に関する改善や変更の提案を含む助言や指導をする
 - ii. PEFC の協議やその他の意思決定に積極的に参加する
 - iii. フォーラムの拡大を図る
 - iv. 要求に応じ、PEFC のアドホック委員会、作業部会、その他に対する会員と専門的技能を提供する
 - v. 理事会に最低 2 名の代表を送る
 - vi. 総会への投票参加手順を含む独自の組織統治の枠組みを決める
5. 加盟を望む組織は下記を満たさなければならない。
 - i. PEFC 評議会またはステークホルダー・フォーラムの現会員から最低 2 名の推薦があること
事務局および理事会に対し、PEFC の規則、文書、組織統括に関する改善や変更の提案を含む助言や指導をする
 - ii. 該当組織によって法的、正式な権限者の署名入りの書面による申請書があること
 - iii. 該当組織の基本的設立目的と活動分野の詳細を申込書に添付すること
 - iv. PEFC の原則を支持するコミットメントを申込書に添付すること
 - v. 当てはまる場合、PEFC の認証および関連手順に関し、意図的に PEFC の規則に違反していることがない旨の宣言書を提出すること
 - vi. PEFC 事務局とのやり取りを統括し、自らの組織のために最適なフィードバックを確実にすること
 - vii. 加盟申請書を書留便により理事会あてに PEFC 事務局まで送付すること

6. ステークホルダー・フォーラムの会員は無記名投票によって選任しなければならない。特別会員を除く PEFC 評議会およびステークホルダー・フォーラムの会員は一票を有する。ステークホルダー・フォーラムの会員申請者は、投票による単純多数決によって有資格者となり、適切な会費の支払いをもって会員となる。
7. ステークホルダー・フォーラムの現会員が会員資格条件に違反をしていると考えられる時は、PEFC 評議会またはステークホルダー・フォーラムの現会員二名が理事会に対し書面をもってこの会員資格の終了を申請できる。この申請書には、権限者による署名とその資格終了の理由を記載し、問題の組織に複写を送らなければならない。問題の組織が理事会に対して資格終了の申請の理由が根拠のないものであることを説得できない場合は、終了の申請はその組織がステークホルダー・フォーラムの会員として認められたのと同様の手続きで投票に付される。
8. ステークホルダー・フォーラム会員の所有者の過半数に変更があった場合は、会員資格は失効したものと見なされる。この場合、会員はこの旨を PEFC 評議会に通知する義務を負う。新たな組織は、会員資格の申請をしなければならない。新たに過半数を占めることになった所有者が現会員である場合は、再申請は不要である。

C. 特別会員

1. この会員は新規加盟を閉鎖しており、現会員はステークホルダー・フォーラムに変更する権利を有する。
2. この会員は、PEFC 評議会の目的を支持する国際的な協会や組織であり、投票権を有さない。

第四条 資産及び予算

1. 本評議会の資産は、会費、および民間および公的主体または個人、またはその活動によって組み合わされたものからの助成金、援助金、寄贈によって構成される。
2. 理事会は毎年、前年度の会計および続く年度の予算を総会に提出しなければならない。年度予算および年会費は総会により決議される。年会費は投票数の 3 分の 2 以上の多数決によって決定する。
3. 理事会は年会費に関する提案をする。
4. 総会は年会費の決定をするが、会費は最高 50 万ユーロを超えてはならない。
5. 本評議会は、評議会自身の総資産による保証される負債についてのみ責任を負い、会員の個人的な債務はこれから除外する。

第五条 総会

1. 総会は PEFC 評議会の最高権限を有する。総会は少なくとも毎年一度開催される。各メンバーは各国認証管理団体の派遣者によって代表されるが、承認された代理人による代替も可能である。該当の承認書は、PEFC 事務局長あてに、総会の少なくとも 48 時間前に文書にて提出されなければならない。派遣者が出席できない場合、その代理人は派遣者と同等の権利を有する。
2. 派遣者は当該各国認証管理団体を代表する他の派遣者を同伴することが許される。同伴者はオブ

ザーバーであり、最高2名までとする。

3. 同様に、ステークホルダー・フォーラムは一人の派遣者と承認された代理人により代表される。最多2名のオブザーバーが許される。派遣者、代理人、最多2人までのオブザーバーの氏名は書面にて総会の48時間前までに事務局長までに通知しなければならない。派遣者、またはステークホルダー・フォーラムによって承認された代理人はフォーラムに代わって投票をする。
4. 総会は、理事長が議事を含む文書を書留郵便により、4週間前までに通知することによって招集する。(消印による) 関連書類は、遅くとも総会の2週間前までに入手可能とする。
5. その他の会員と同様に、ステークホルダー・フォーラムは総会の議題に項目を提案する権利を有する。その項目は、書面により総会に先立つ理事会のさらに一つ前の理事会の3週間前までに事務局長あてに提出しなければならない。
6. 臨時総会は、メンバーの5分の1以上からの要求があった場合に、理事長によって招集される。
7. 総会の議長は、3年任期として投票数の3分の2以上の多数を以って選任された理事長が、これを行う。理事長は二選、三選することができる。
8. 総会は、3年任期として第一、および第二副理事長を選任する。理事長が欠席の場合は、副理事長が総会の議長を行う。理事長、副理事長共に欠席の場合は、出席メンバーの中から多数決によって選出される。
9. 総会は理事会のメンバーを各国認証管理団体代表からの推薦に基づいて選任する。ステークホルダー・フォーラムは、PEFC 評議会理事会メンバーに会員を指名する権利を有する。理事会には常時ステークホルダー・フォーラムによる指名を受けたメンバーが2名いなくてはならない。理事会メンバーは各国認証管理団体の会員であることも可能である。また、PEFC 評議会への代表者である必要はない。議長および副議長は同時に理事会のメンバーである。理事会メンバーは総会における投票権を持たない。
10. 総会は下記を課題とする。
 - i. PEFC 評議会定款の採択および改定
 - ii. テクニカル文書や PEFC 認証制度を規定する諸手順の修正および改定
 - iii. 事務局の設立および住所の決定
 - iv. 理事会メンバーの選任および解任
 - v. 会計監査人2名の選任
 - vi. PEFC 評議会の年次予算、会計報告の採択
 - vii. 新メンバーの入会、および、メンバーの退会
 - viii. PEFC 評議会の解散
11. 別途定款で定めない限り、総会決議は投票数の過半数による単純多数決とする。
12. PEFC 評議会は投票数の3分の2以上の決議をもってのみ解散できる。
13. 定款の変更は、当該変更の目的が招聘通知状に明記され、会員の3分の2以上が出席している場合、投票数の3分の2以上の多数によって可能となる。本会の目的の一つを変更する場合は、投票数の4分の3以上の多数の賛成が必要である。定足数には、投票権を持たないメンバーを含めない。定足数に満たない場合は、特別総会を招集し、投票数の単純過半数を以て決議をする。
14. 各国認証管理団体の会員はすべて国連欧州経済委員会や国際連合食料農業機関が正式に発表する統計に従った年毎の木材伐採量に基づいて、1千万立米以下、1千万—3千万立米、3千万立米

— 1億立米、1億立米以上、に分類されるカテゴリーに従って1から4票を有する。

15. ステークホルダー・フォーラムは総体として各国認証管理団体会員の総票数の50%相当を与えられる。これは即ち最多として総会の総投票数の3分の1に当たる。
16. 総会の決議は、議長および事務局長双方の署名入りの議事録によって記録される。メンバーや正当なる利害（Interest）を持つ外部団体は抄録のコピーを要求できる。これらの抄録コピーには事務局長が署名する。

第六条 理事会

1. PEFC 評議会は理事会によって管理、運営される。
2. 理事会は、PEFC 評議会理事長、副理事長2名、さらに総会によって3年を任期として選任された2-10名のメンバーにより構成される。理事会メンバーの構成にあたっては、PEFC をサポートする主要な利害関係者、地理的分布、年毎の伐採量による会員カテゴリー、性別などにおいてバランス良く反映されることを狙う必要がある。理事会の採決は単純多数決に従う。可否同数の場合は、議長が決定する。理事会における議事の審議が終了した後には、理事会は理事会によって採択された方法によって電子メール投票によって最終決定をすることができる。
3. 議長が欠席の場合には副議長のうちの一人が理事会の議長を務める。議長、副議長ともに欠席の場合は、単純多数決によって選ばれたメンバーが議長を務める。
4. 理事会メンバーは3年任期として選任され、各年ごとにメンバーの3分の1は再選される資格を有する。理事会メンバーの任期後の再任も可能とする。
5. 理事会は、理事長が最短4週間前までにする通知による招集に基づいて少なくとも年2回開催される。議事など関連書類は、遅くとも理事会開催日の2週間前までに理事会メンバーに通知される。また、理事会は理事会メンバーの3分の1以上の要求があれば、招集することができる。
6. 他の会員同様に、ステークホルダー・フォーラムは理事会の議題に項目を提案する権利を有する。項目は書面にて少なくとも理事会の3週間前で提出しなければならない。
7. 理事会は以下の事項について議決する。
 - i. PEFC 評議会の業務の管理や調整
 - ii. PEFC 評議会の理事長、および、副理事長によって構成され、理事会の権限の委譲を受けその責務や機能の一部を請負う執行委員会任命。その他の理事会メンバーも要求があれば、任命されることがある。執行委員会は理事会に対して責を負う。
 - iii. 理事会の決定に応じて、理事会の課題と機能を事務局長に委託する
 - iv. 総会の準備
 - v. 年次予算および決算の準備
 - vi. 森林認証制度と PEFC 評議会が策定した要求事項との適合性に関する決定
 - vii. 必要に応じ、特定事項に関する作業部会や専門パネルの設置
 - viii. 広報および宣伝活動
 - ix. 事務局長やその他のスタッフの採用ならびに解雇
 - x. 相互認証を容易にすることを念頭に置いた PEFC 以外の森林認証制度に関する考慮
 - xi. ステークホルダー・フォーラムの活動を容易にするために求められるサポートや財源を提供する

8. さらに、理事会は、第5条の規定に基づく総会の課題に明らかには含まれない事項に関して、PEFC 評議会の利益のためにあらゆる意思決定を行う。ただし、後者は、最高権限者としてあらゆる状況においても、どんな事柄についても、それらが譬え上記5条に明確に記されていないことであるとしても、または、理事会の権限に含まれることであるとしても、行動し、決定を下す権限をその権限内に含んでいるものとする。総会により議決は理事会に対する拘束力を有する。
8. どんな決定であれ、PEFC 評議会を金銭的、または、政治的に拘束する性質のものは、理事会による決議、理事長、および、事務局長の署名を必要とする。
9. 理事会メンバーは、その役目を果たすにおいて、いかなる個人的責務を負うものではなく、命令を執行する責任をのみ負う。

第七条 事務局長

1. PEFC 評議会の事務局長は事務局の業務に対する責を負う。理事会は事務局長を雇用し、その給与を決定する。事務局長は理事会に対して責を負う。事務局長はメンバー間の円滑なコミュニケーションを確実にし、理事会の仕事をサポートする。事務局長の任務は内部業務手順規則にて規定する。
2. 事務局長は総会、理事会、執行委員会に出席し、議事の記録をする。
3. 事務局は会員の一つに付属させることができる。
4. 事務局長およびその他 PEFC 評議会が任命するスタッフは、その役目を果たすにおいて、いかなる個人的責務を負うものではなく、命令を執行する責任をのみ負う。

第八条 使用言語

1. PEFC 評議会の正式言語は英語とする。総会は英語で開催されるが、総会の決議があれば、独語、または、仏語が使用されることも可能である。他の会議はすべて英語で行われる。正式文書は事務局によって英語に翻訳される。その他の翻訳はおのおのの各国認証管理団体の責任内とする。

第九条 手順とガイドラインの内部規則

1. PEFC 評議会の手順およびガイドラインの内部規則は理事会によって決定され、総会に呈示される。

第十条 登録商標ロゴマークおよびその資金調達

1. 登録商標ロゴマークの使用規則は総会によって、PEFC 評議会原則の枠内で決定される。

第十一条 解散

1. 本会の解散後は、本会所有の残余資産については、これを PEFC 評議会の利益や目標と同等の公的利益を有する免税組織に譲渡する。いかなる状況においても、残余資産が設立者やその他の会員に返還され、いかなる形であってもその利益のために使用されることはない。